

海老名市立有馬中学校ジャージ服製造事業者選定実施要項

1 目的

令和9年4月から海老名市立有馬中学校の生徒が使用するジャージ服の製造業者を選定します。

2 選定方法・事業者数

販売店への卸売価格による見積合わせ

1者

3 参加資格

- (1) 本要項を満たすジャージ服の製造が可能な製造事業者であること。
- (2) 海老名市立有馬中学校に通学する生徒及び保護者が購入しやすい学校近隣の複数の販売店へジャージ服を供給できること。
- (3) 令和9年4月に使用開始できる時期からジャージ服の販売を可能とし、購入を希望する生徒及び保護者に安定して供給し続けられること。
- (4) 国、県又は他の地方公共団体から参加表明日において指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (6) 別項に定める暴力団排除に係る要件のいずれにも該当しないこと。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

4 募集内容

ジャージ服（上着（長袖）、長ズボン、ハーフパンツ）の製造卸

5 仕様

別添仕様書のとおり

使用素材については、別添仕様書と同等またはそれ以上の様態であること。

6 契約期間

契約締結日の日から令和11年8月31日まで

7 見込生徒数

令和9年度第1学年 180人程度

(参考) 令和8年6月1日現在の生徒数

1年生：188人、2年生：180人、3年生：202人

8 提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類等

◆ 参加資格の要件に関する誓約書、見積書、仕様書 各1部

◆ ジャージ服の見本 各1点

※ 別添「見積書の作成方法」を参照してください。

(2) 提出期限

令和8年7月3日(金) 17時15分まで(必着)

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。持参の場合は、平日8時30分から17時15分までの間で受付。

(4) 提出先及び問合せ先(平日8時30分から17時15分まで)

〒243-0422 海老名市中新田377 海老名市教育委員会就学支援課

電話：046-235-4918 FAX：046-231-0277

メール：shugaku-shien@city.ebina.kanagawa.jp

9 審査結果発表

令和8年7月上旬予定

10 契約締結予定日

令和8年7月下旬以降(予定)

11 その他

- (1) 本事業が中止になった場合も含め、本事業に関する費用については応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 見込生徒数はあくまでも見込みであり、見込数に達しない場合でも異議なく履行すること。在校生については、現在のジャージの着用を可とするため製造個数については留意すること。
- (4) 提出書類等に虚偽のある事が判明した場合、選定の決定を取り消す場合がある。
- (5) ジャージ服の製造が決定した事業者（以下「選定事業者」という。）は期限内に調整を図り、製作・納入に当たること。
- (6) 選定事業者は、採用されたジャージ服の詳細な仕様書を作成すること。
- (7) 選定事業者は、販売を希望する参加資格（2）の要件を満たす業者へ商品を提供すること。なお、選定事業者自らが販売することも可能とする。
- (8) 選定事業者は、販売後の製品に関する諸問題及び転入生等に対する製品の準備には誠意をもって対応すること。
- (9) 選定事業者は、業務を有馬中学校の書面による事前の承諾なくして、第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）してはならない。
- (10) 別項「暴力団等排除に係る要件」の第1号から第5号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）で、有馬中学校が選定事業者に対して当該契約の解除を求め、選定事業者がこれに従わなかったときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により選定事業者に損害が生じても、有馬中学校はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (11) 選定事業者は契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく有馬中学校に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- (12) 選定事業者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに有馬中学校に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- (13) この要項に定めるもののほか、必要な事項については学校長が定める。

別項 暴力団等排除に係る要件

- (1) 役員等（選定事業者が個人である場合にはその者を、選定事業者が法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。